

# 2023年 政策・制度 要求と提言

～「誰一人取り残されることのない社会」の実現に向けて～

## 1. 経済・産業振興と雇用創出の一体的推進および中小企業への支援強化

- (1) 新規産業の育成や既存産業の再生、中小企業・小規模企業への支援の拡充等を推進するとともに、マザー工場化への支援強化に取り組み、安定した雇用の創出と定着を図る。
- (2) 地域における産業・雇用を維持する観点から「地域雇用活性化推進事業」「地域活性化雇用創造プロジェクト」等の継続・拡充を図る。またハローワーク等による求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。
- (3) 地域経済の活性化を図るため、観光振興や6次産業化の支援を強化するとともに、雇用の創出を推進する。
- (4) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現や「働き方」も含めた取引の適正化を図るため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大する。加えて「しわ寄せ」防止のための総合対策や中小企業への支援策を拡充し、価値を認め合う社会の実現に向けて実効性を高める。
- (5) 「カーボンニュートラル」の実現に向けては「公正な移行」、「グリーンリカバリー」の実現やS+3Eの確保を念頭に、イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を推進する。
- (6) 関係団体の連携のもと、DXやGX等の進展により起こり得る産業・経済・社会への様々な変化に対応するため、対応策を検討するための枠組みを早急に構築する。加えて、企業の人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を推進する。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、ディーセント・ワークを維持しながら全体の底上げを図るとともに、変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。【★】
- (7) 社会基盤やあらゆる産業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進のため、環境整備を推進する。とりわけ中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図るため、AI等新技術の導入や企業における人的投資、ICT環境整備等の設備投資の支援を図る。加えて、産業界と教育機関等の連携のもと、中核的人材の確保・育成、技能・技術の伝承支援を強化する。【★】
- (8) 関係機関の連携のもと、中小企業経営者の後継者難による廃業や地域経済の損失を抑えるため、「三重県事業承継支援方針」に基づき、きめ細かな支援策を講じる。

- (9) 企業における地震・津波・台風・集中豪雨等の自然災害、各種感染症のパンデミックの発生時の事業継続や、事業復旧に関するリスクマネジメント（事業継続管理：BCM）の普及を推進するため、事前の業務停止等に関するマニュアルの設置に係る支援策を推進する。
- (10) 県内に就職の推進を図るため、行政・学校・労使団体等の連携のもとU I J ターンを含めた情報提供の取り組みや三重県の魅力を発信する。
- (11) 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により住民の福祉の増進に寄与するため「公契約条例」を制定する。
- (12) 市町に対して、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し地域経済の発展を図るため、「中小企業振興基本条例」の制定を促す。加えて条例の制定に際しては、中小企業で働く労働者の賃金水準・労働諸条件を確保するため、労働者団体の役割を明記する。

## 2. ものづくりの視点を重視した産業政策と地域経済を担う人財の育成

- (1) 企業と関係機関の連携のもと、ものづくりの重要性を認識し、技術・技能の取得、継承の促進・支援を通じて人財の育成を図るとともに、若年層の就業意識の向上や勤労観の確立を図る。教育機関においては、インターンシップ期間の単位認定等、制度面の拡充を推進する。
- (2) 地域における I o T、ビッグデータ、A I をはじめとした第4次産業革命に対応する人財の確保と育成・継承への支援を推進するとともに、研究開発拠点となる学術・開発研究機構事業所の機能を強化する。
- (3) 多様な雇用・就業形態の労働者の雇用の安定と公正な処遇の実現にむけた取り組みを推進する。加えて、離職者・未就職者が安定した雇用に復帰・移行を図るため、教育訓練コースの整備を強化する。

## 3. 雇用労働環境の変化等に対応するワークルールの整備・確立

- (1) 有期・短時間労働者や派遣労働者と派遣先労働者の均等・均衡待遇等を図るため、「同一労働同一賃金法」の周知や支援を強化する。加えて「労働契約法」第18条の無期転換ルールを回避する目的の雇止めや、労働者派遣法の期間制限を回避する目的の派遣切りは、法の趣旨に反するものとして厳正に対処する。また、使用者や労働者へ法内容や趣旨の周知を図るとともに相談体制を強化する。【★】
- (2) すべての中小企業に「労働基準法」に基づき、時間外労働の上限規制の適用・時間外労働 60 時間超えの割増賃金率の引き上げ等の周知を図る。またストレスチェック制度は努力義務であるが、導入実態の把握やその必要性について周知をし、導入の支援を行

う。

- (3) 「働き方改革関連法」の円滑な施行と定着を推進する。特に「第14次労働災害防止計画」に基づき、過労死等ゼロはもとよりすべての働く者の健康と安全を確保するよう労使で十分な話し合いを行うよう周知する。また労働局に対して時間外・休日・深夜労働の削減や不払い残業の撲滅に向けて、長時間労働が行われている事業場や36協定を締結していない事業場に対する監督指導等を徹底し、法違反への適正・厳格な対応を図るよう求める。
- (4) 労働災害を減少させるため、職場の安全管理体制の強化やリスク低減対策等の労働災害防止に向けた取り組みを強化する。さらに重大な労働災害を繰り返す企業については、関係機関の連携のもと、改善計画の作成を促す等、改善・指導を徹底する。三重労働局安全衛生労使専門家会議について専門委員の増員と権限の拡充、安全衛生パトロールの実施、集団指導への参画等による機能の強化や予算の増額等を図る。
- (5) すべての事業所に「労働安全衛生法」の労働安全衛生対策等が確実に実行されるよう周知を徹底する。加えて「第14次労働災害防止計画」に基づき、過労死やメンタルヘルス不調への対策、働き方の多様化に対応した対策及び職場のハラスメント対策、自殺の防止策等の効果を検証する。
- (6) 労働者の健康障害防止を図るため、「健康増進法」に基づき、職場等の全面禁煙または空間分煙の対策を講ずるよう周知を図る。
- (7) 最低賃金について、生存権を確保し労働の対価としてふさわしい時給1,000円以上の達成をめざす。また最低賃金審議会においては絶対水準を重視した議論を行うとともに、中小企業・小規模企業の支援等、地域や産業別最低賃金（特定最賃）の引き上げ効果が期待できる施策をさらに推進する。【★】
- (8) 「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現や、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現を図るため、長時間労働の解消や年次有給休暇の完全取得、健康経営を推進するとともに、実効性のある「働き方改革」の施策を推進する。
- (9) 2022年4月から段階的に改正の「育児・介護休業法」をはじめ、関係法令の周知徹底と相談体制の強化を図るとともに、2022年10月施行の出生時育児休業（産後パパ育休）の整備等、男性の育児休業取得促進に取り組む。また次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん」「プラチナくるみん」等の企業の認定取得促進策を推進する。【★】
- (10) 雇用形態に関わらず、男女がともに不妊治療や妊娠・出産や育児、介護時等に就業継続できる環境に整備する。とりわけ「次世代育成支援対策推進法」における一般事業主行動計画の進捗状況を確認し、すべての労働者が就労継続できる環境の整備に向けて支

援を強化する。加えて、更年期等に対して適切な健康相談が受けられるよう支援する。

【★】

- (11) 雇用形態に関わらず、疾病を抱える労働者に対して治療と職業生活が両立できる職場環境と支援体制を構築するため、職場の実態を把握する。とりわけ国が定めた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知や相談機関の周知を徹底する。
- (12) 子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな教育を行うため、教職員の定数改善や配置増やスクール・サポートスタッフ等の外部人財の活用、部活動の地域クラブ活動への着実な移行、教職員の長時間労働の是正に向けた学校の働き方改革を実現する。
- (13) 自治体の臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等に対して、労働契約法やパートタイム・有期雇用労働法の趣旨をふまえた常勤職員との均等・均衡待遇を図る。また各自治体は、法改正による勤勉手当等の支給も見据え、国に対して財政支援を求める。
- (14) 交通・運輸全般の安全強化と持続可能な輸送の確保のため、関係機関の連携のもと、改正交通基本法に新たに明記された「労働条件の改善への支援」の着実な実行を図る。さらにドライバー人財不足の解消、安全を支える技術職場における人財確保、労働環境の改善、公正な取引環境等を整備する。加えて、運輸業界における国の「標準的な運賃」に基づき、適正な運賃・料金等の普及を推進する。
- (15) 改善基準告示の連続運転時間違反の解消のため、絶対数が不足している高速道路のSA・PA、道の駅における大型車やトレーラーの駐車マスの拡充を図るとともに、輸送ドライバーの休憩施設の設置を推進するように国に求める。2024年4月に施行の改正改善基準告示について、自動車運転者の健康確保や労働環境改善に資するものとなるよう、改正内容に関する留意点等の周知を図る。
- (16) 副業・兼業の安易な推進を行わない。なお副業・兼業を行う場合は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働時間の管理や、健康管理の周知や現状の把握、検証を図るとともに、課題については対策を講じる。
- (17) 雇用型テレワークは「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づき、労働条件の明示、各種労働時間制度の厳格な適用、労働時間の把握・管理、安全衛生管理等の現状の把握と検証を図る。なお課題については対策を講じる。
- (18) 社会変化等の影響を受けやすい労働者が安心して就労できるよう、「雇用調整助成金」や「産業雇用安定助成金」等に必要な予算措置を講じるとともに、企業側が早期に助成金の支給等を図れるよう、活用しやすい制度に対策を講じる。【★】
- (19) 在籍型出向に関する地域内の課題の共有と個々の地域の好事例の展開を、地域在籍型出向等支援協議会を通じて適切に実施するとともに、出向元企業と出向先企業を把握し

たうえで労使による十分な協議を促し、マッチングを充実させる。【★】

- (20) 賃金データに基づいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握し、「見える化」（賃金プロット手法等）を図るとともに、勤続年数等も含む賃金格差につながる要因を明らかにし、問題点を改善するよう周知する。

#### 4. ジェンダー平等と多様性を認め合う社会の実現

- (1) 2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を実現するため「第3次三重県男女共同参画基本計画」に基づき、より実効性のある取り組みを推進する。【★】
- (2) すべての企業・団体に「女性活躍推進法」に基づき、事業主行動計画の策定を促すとともに、女性の就労が進んでいない業種や中小企業に女性の就業と定着が進むよう、設備や職場環境の整備のための支援を図る。
- (3) 性の多様性の理解を深めるため「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、取り組みを推進するとともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の周知を図る。【★】
- (4) コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、DV等により困窮した女性に対して包括的な相談・支援を推進する。また支援にあたっては「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第9条-第13条をふまえる。【★】
- (5) 社会全体での「ハラスメント対策関連法」に基づき、事業主の防止措置義務の徹底を図るとともに、あらゆるハラスメントの禁止の実効性を高める法制化を国に求める。【★】

#### 5. 若年者、就職氷河期世代および高齢者等の雇用対策の強化

- (1) 個々のニーズに沿った円滑な就職等の支援を図るため、ハローワーク・学校・事業主・おしごと広場みえ・地域若者サポートステーション等、地域における関係機関の連携のもと、ニートや中途退学者の若年無業者の就労支援体制の整備・強化を図るとともに、中途退学者等に対して就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供する。
- (2) 良質な雇用・就労機会の実現を図るため、就職氷河期世代の実態調査結果や当事者の個別の事情や希望をふまえつつ、将来を見据えた中長期的な能力開発を実施し適切な就職支援・定着支援を行う。また、そのためのハローワーク等の支援機関の相談体制の強化を図る。
- (3) 豊富な経験や技術・技能を活かして働き続けられる環境や、生活できる賃金水準の確保・モチベーションの維持を図るため、関係機関と連携のもと「高年齢者雇用安定法」

の高年齢者雇用確保措置に基づき、労働者のニーズに応じた定着支援を行う。

## 6. 障がい者等働きづらさを抱える者が安心して働き続けられる社会の実現

- (1) 民間企業の障がい者の法定雇用率は、2024年4月から段階的に引き上げられる（2024年4月に2.5%、2026年7月に2.7%）ため「障害者雇用促進法」の周知や障がい者の個別性に配慮した職場環境の整備を支援する。また特定の業種の雇用義務の軽減を図る除外率制度は早期に廃止するとともに、合理的配慮の提供の義務化の周知を図る。精神障がい者（発達障がい者を含む）の雇用が着実に前進するよう、ハローワーク、医療機関、障がい者就労・生活支援センター等関連機関が連携してチーム支援を行ない、就労支援と職場定着に向けた環境整備を図る。【★】
- (2) 中小企業の障がい者の雇用を推進するため、「中小事業主認定制度」の活用を促すとともに、これまで障がい者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対して準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化する。
- (3) 雇用・福祉・教育の各行政機関の連携のもと、障がい者雇用の促進や安定を図る。またハローワークを核とした地域のネットワークやパラアスリート雇用を推進する企業に対して支援等を講じる。
- (4) 障がい者の雇用拡大を図るため、ステップアップカフェ（だいだい食堂）の活用と新分野の開拓を推進するとともに、障がい者雇用に対する認識の変革と理解の深化を図る。
- (5) 障がい者の雇用拡大を図るため、一般就労につながる特例子会社の設立支援や中間就労の場を推進する。またICT技術を活用した労働環境やテレワークに寄る就労支援を図る。

## 7. 外国人労働者が安心して働くことのできるための環境整備

- (1) 外国人の人権を尊重し労働者保護を確保するため、事業主に「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」や「外国人技能実習法」の周知を徹底する。加えて外国人労働者に労働関係法令等をはじめとする権利に関する周知を行う。【★】
- (2) 外国人労働者が安心して働くことができる環境整備に向けて、「みえ多文化共生地域協議会」をより有益な場となるように努める。また市町と関係機関の連携のもと「三重県日本語教育推進計画」に基づき、外国人労働者に学習の場を提供する。
- (3) 人口減少や少子高齢化、外国人労働者の増加等を踏まえ、地域の主体性を確保しながらすべての生活者にとって暮らしやすいまちづくりを推進する。特に外国人における生活や子どもの教育等に支援を図るとともに、市町や関係機関の連携のもと「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」と同様の相談・支援が図られるよう整備する。【★】

## 8. 医療・保育・介護を担う人財の処遇改善

- (1) 「医師の働き方改革」の実現を図るため、医療機関における医師および医療従事者の労働時間管理の徹底と実効性ある追加的健康確保措置等を早急に進めるとともに「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に労働者代表の参画を強く求める。
- (2) すべての子どもにより良い保育・幼児教育環境を確保するため、幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を図る。また保育士のやりがいにつながるようキャリアパス制度の利用促進の支援や保育等を担う人財の離職防止を図る。同時に潜在保育士の復職や新たな担い手をめざす人への処遇改善等の支援の拡充や人財確保対策を強化する。
- (3) 介護人財の安定的な確保を図るため、介護職員の能力・資格・経験に応じて処遇するキャリアパス制度の積極的活用と充実により処遇の改善を行う。とりわけ介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算の不利益取り扱い防止に向け指導監督を強化する。また誇りとやりがいをもって働けるよう過重労働対策を強化するとともに、介護の質の向上に資する人財育成や介護ロボットの導入等を図る。

## 9. 希望するだれもが安心して子どもを生み育てる環境整備と、子どもの権利擁護の構築

- (1) 2022年4月施行の不妊治療の保険適用をふまえ、安心して質の高いサービスが受け続けられる制度を国に求める。また三重県においては、不妊治療にかかる費用の助成や相談体制の充実を図る。
- (2) 学校・家庭・自治体等における相談窓口や外部の専門機関等の連携のもと、子どもたちが安心して過ごすことができる環境を構築する。加えて性的指向・性自認を含めた幅広い相談体制の構築や周知を図るとともに支援を強化する。
- (3) 子どもの最善の利益を実現するため、「子どもを虐待から守る条例」に基づき、虐待の早期発見や支援体制の強化を図る。また市町と医療機関・託児所・賃貸住宅管理事業者等の民間機関の連携のもと、要保護児童対策地域協議会の機能・体制強化のほか、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みを構築する。
- (4) 子どもの最善の利益を実現するため、「三重県社会的養育推進計画」にコロナ禍の課題を検証し、反映する。なかでも施設職員の配置基準の改善や心理士等の専門職の適切な配置等、人員体制の強化を図るとともに、施設整備を通じた児童の生活環境の改善を行う。加えて退所後の生活についても、年齢制限撤廃となることを見据えて、退所児童に関する支援体制の強化や他機関との連携を図る。里親等についても、児童及び養育者の相談支援体制を充実させる。
- (5) 待機児童が解消していないなか、2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。国の制度が十分整わない中で設備・人員の基準緩和が行われると幼児教育・保育

の質の低下を招きかねないことから、幼児教育・保育の質の確保と財源確保を行う。

- (6) 市町に放課後児童クラブの実施責任の明確化を図るとともに、質を確保するため職員数の基準を下回ることがないように放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上を堅持するよう促す。また放課後児童支援員の処遇改善と研修を受けられる体制整備のために人員及び財政支援を行う。
- (7) 「子ども食堂」の活動の意義を理解し適切な認識を有することができるよう周知を図る。また関係機関と連携のもと、小学校区単位に開設しやすいよう公的施設の確保や減免措置等、運営に関する必要な支援を推進する。
- (8) 多様で複合的な課題を抱える世帯や人の生活を支えるため、市町の「生活困窮者自立支援制度」を担う人財の確保等の実施体制強化に向けて支援を図る。特に任意事業については地域差の平準化を図るとともに、事業委託にあたっては事業の継続性や確保等の重視を図る。
- (9) 「三重県子ども条例」に基づき、子どもの権利を尊重する。条例の改正にあたっては、専門家会議を開催し労働者代表の意見を反映する。また子どもの権利擁護（アドボカシー）の周知や「子どもアドボケイト」の人財育成に取り組むとともに、市町に同条例の制定を促す。【★】
- (10) 子どもの健全な育成や子育てにかかる経済負担の軽減のため、中学校修了までの児童に子どもの医療費助成の支援の拡充を図るとともに、現物支給の仕組みを構築する。また夜間や土日休日に働く保護者のため、夜間保育や休日保育を行う託児所等や、病児保育を行う病院・託児所等の充実、支援に取り組む。

## 10. 地域の実情に応じて医療人財や良質で切れ目のない地域医療・介護体制の確立

- (1) 医師や看護師等医療スタッフの不足・地域や診療科による偏在の解消を図るため、若手医師のキャリア形成や医師確保を支援する地域医療支援センターの活用、修学資金貸与制度の拡充を行う。さらに人口減少下や感染症禍でも安心して医療を受けられるよう地域医療構想を再検討し、切れ目のない効率的な医療提供体制を構築する。【★】
- (2) 医療・福祉・介護・子ども子育て等の分野を超えた包括的・伴走的な支援を図るため、各種医療機関・NPO法人、ボランティア団体の連携のもと、重層的支援体制整備事業（相談支援・参加支援・地域づくり）の実施体制を整備する。

## 11. あらゆる差別の解消と暴力（性犯罪、性暴力、DV等）を許さない社会づくり

- (1) 性別にかかわらず暴力（性犯罪、性暴力、DV等）を許さない社会づくりにむけて「みえ性暴力被害者支援センター『よりこ』」の機能を強化するとともに、周知を含めた予防教育の充実と再犯防止に取り組む。【★】



- (2) 人権が尊重される社会を実現するため、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりを図る。
- (3) ジェンダー平等と女性の権利を推進するため、国連女性差別撤廃条約「選択議定書」の批准や「選択的夫婦別姓制度」の法制化を引き続き、国に求める。
- (4) 外国人に対する差別意識の解消を図るため、NPO法人等と連携のもと、「三重県多文化共生社会づくり指針」（2020年度～2023年度）に基づき、外国人住民が様々な場面で地域社会に参加・参画しやすい環境づくりを推進する。また学校や就学前の外国人の子どもへの支援を強化する。
- (5) 「障害者基本法」と「障害者差別解消法」の理念をふまえた「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を周知・啓発する。加えてすべての市町に差別解消支援地域協議会の設置を促すとともに、障がい当事者ならびに労働者代表が参加・意見反映できる体制を確保する。
- (6) 障がい者が安心して生活できる環境を推進するため、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、福祉サービスの利用の援助や就業に対する相談体制や支援体制、住環境の整備を図る。また障がい者及び家族への支援を図るとともに、スポーツや芸術等に参画機会の創出を図り教育と福祉と雇用を融合した施策を推進する。
- (7) 障がい者施設や介護施設の利用者への虐待等ハラスメントを根絶するため、事業者、介護労働者等への研修、指導を充実、徹底する。

## 12. 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる総合的な基盤整備

- (1) 医療と介護が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の整備にあたっては、重度な要介護状態でも住み慣れた地域で暮らすことができるよう、利用者・医療保険者・被保険者の声が反映できる仕組みを構築するとともに、家族等介護者の共倒れを防ぐための総合的な相談・支援の体制を充実させる。
- (2) 介護者の家族等を支援するため、寝たきり・認知症予防や介護者のレスパイトケア、遠距離介護等の仕事と介護の両立にかかる総合相談窓口や支援体制の充実を図る。また地域包括支援センター等を拠点とした介護者支援対策を強化する。なかでもヤングケアラーを地域で把握し支援につなげる仕組みづくりを推進する。【★】
- (3) 要支援者等に効果的かつ効率的な支援等を図るため、市町の「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」にサービス水準の差が生じることのないよう必要な支援を行う。
- (4) 障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を図ると

ともに、障害福祉サービス利用の援助や就業にかかる相談支援・住居・通いの場の確保等地域での生活支援体制を強化する。

- (5) 市町に重層的支援体制整備事業（相談支援・参加支援・地域づくり）の実施体制の整備や各種医療機関・NPO法人やボランティア団体の連携を促す。

### 13. 教育の機会均等を保障し多様な子どもが学ぶ教育環境の整備

- (1) 子ども一人ひとりの実態に応じたきめ細かな支援の充実を図り、子どもたちが安心して安全に学べるように小中高での30人以下学級の実現をすすめる。また、いじめを許さない体制づくりを推進するとともに、不登校の子どもや虐待を受けた子どもへの支援を充実し、学ぶ権利を保障する。【★】
- (2) すべての子どもたちの学びを保障するため、子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に推進するとともに、経済格差が教育の格差につながらないよう教育の機会均等を保障する。小中学校における給食の完全実施・無償化をはじめ、ICTを活用した教育の推進において保護者負担の軽減を図るための財政措置を充実する。
- (3) 就学前教育から高等教育（大学、短大、高専、専門学校）まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える仕組みを国に求める。また、GIGAスクール構想に関わる情報アクセス環境の社会インフラとしての整備、情報通信技術者支援員の拡充、デジタル・シティズンシップ教育等を推進する。【★】
- (4) 高等学校等就学支援金等の修学支援制度を充実させるため、国にさらなる拡充を求める。
- (5) 幼稚園・保育所・学校等の医療的ケアが日常的に必要なすべての子どもに、支援を図る。また就学前から学童期・社会参加まで切れ目ない体制と整備を図る。
- (6) 行政や関係機関の連携のもと、義務教育や高校教育における労働者保護、権利意識の醸成のため、「労働基準法」や「最低賃金法」をはじめ労働基準監督署や労働組合等の労働者を保護する体制等の主権者教育を推進する。
- (7) 高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目ない消費者教育を図るため、国の「若年者への消費者教育推進方針」に基づき、実践・定着を図る。

### 14. 気候変動対策の推進と脱炭素社会や循環型社会の実現

- (1) 企業における環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成支援をとともに、「三重県環境基本計画」に基づき事業活動や生活における省エネの取り組みを推進する。

- (2) 地域資源を活かした「再生可能エネルギー」等を推進するため、市町と関係機関の連携のもと「三重県新エネルギービジョン」に取り組む。加えて自然エネルギー発電事業者に生態系への配慮や地域住民との合意形成、不適切な森林開発等に起因する土石流出や濁水の防止対策の義務付けを図る。
- (3) 関係機関と連携のもと、再生可能エネルギー発電設備等の安全対策および大規模災害時におけるライフライン確保・県民生活の安定化策を強化する。加えて、太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備における耐用期限経過後の大量廃棄に備え、設備のリユース・リサイクルや適正処理や、発電事業者等のユーザーの回収・処理費用負担の措置を講ずるよう国に求める。
- (4) 2024年度から導入の「みえ森と緑の県民税」について、森林環境税と県独自の森林環境保全税の二重課税とならないよう税収の調整を図るとともに、住民の意見をふまえて用途や課税内容を構築する。

#### 15. 健康づくりに対する意識啓発の推進と公衆衛生の向上

- (1) 誰もが居住地で健康相談や指導等が受けられるよう相談窓口の周知を図るとともに、保健所や市町保健センターへの保健師等スタッフ配置の充実、情報通信技術の活用等、利便性も考慮した体制を構築する。また保健師や管理栄養士等の公衆衛生に関わる機能の検証を行うとともに、体制の強化を図る。
- (2) 指定医療機関や保健所の機能強化を通じて各種検査体制の拡充等、感染力や重篤性等の観点から危険性が極めて高い感染症等に対する対策を平常時から準備するとともに、体制の充実に向けた国による継続的な財源の支援を求める。

#### 16. 食の安全と安定供給の維持・充実および第1次産業と6次産業化による地域活性化

- (1) 県産品等の販路拡大、特に首都圏をはじめ国内外での認知度向上を図るとともに、生産者等に食料自給率の拡大に向けて支援する。
- (2) 6次産業化の推進を図り、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を重点的かつ戦略的に推進するため「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（2016～2025）を着実に実行する。また農業の持続可能な産業基盤の確立や戦略的に競争力の強い農業を実現する。
- (3) 地産地消の推奨やフードチェーンの連携強化等を通じて国産食品の消費拡大を促進する。
- (4) 食料資源の循環の観点からフードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進等を通じて食品ロス削減の周知を行う。

## 17. 防災・減災機能を強化し自然災害に備えたまちづくりの推進

- (1) 防災・減災機能を強化するため「防災機能センター」の新設を図るとともに、市町や関係機関等と連携し、大規模感染症発生と同時発生をした場合を想定した対策を講じる。【★】
- (2) 水害や土砂災害を未然に防ぐため、災害の起こりやすさや想定される被害を考慮した上で予防的な河川対策を計画的かつ着実に実施する。
- (3) 南海トラフ巨大地震や台風・集中豪雨等の風水害・津波への対策をさらに強化するため、市町や企業の連携のもと、人命を最優先とした災害に強いまちづくりを構築する。特に、倒壊のおそれのある空き家については周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、先進的な事例をもとに計画を策定し対策を行う。
- (4) 情報通信・上下水道・石油・ガス・電気等のライフラインの安心・安全を担保するとともに、学校・病院・空港・港湾・旅客施設・主要幹線道路・橋梁等の公共・生活関連施設における耐震補強や老朽化対策、緊急輸送道路における電線共同溝の整備を早期に完了させる。
- (5) 避難拠点となる避難場所に幼稚園や図書館等の公的施設の設置を図る。加えて学校のバリアフリー化やトイレの洋式化をさらに進めるとともに、窓ガラスや天井等非構造部材の耐震化についても速やかに完了させる。
- (6) 避難所における被災者の健康状態を維持するため、プライバシーの確保を図る。

## 18. 地域の特性を活かし誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

- (1) 人口減少や少子高齢化、外国人労働者の増加等をふまえ「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（2023年度～2026年度）に基づき、地域の主体性を確保しながら、すべての生活者にとってくらしやすいまちづくりを推進する。
- (2) 交通分野と福祉分野等の連携のもと、高齢者の移動手段の確保を図る。また、次世代モビリティ等を活用した取り組みを推進する。
- (3) マイナンバーカードの交付率は2023年4月現在、国、三重県とも約70%（全国の申請率は77%（6月末））となっているが、今後の普及促進にあたっては、乳幼児や病気療養の方等、取得困難な状況にある方や取得を拒否する方へ丁寧な対応を行うとともに、現在発生している数々のトラブルについて、国の責任において対応することを求める。併せて地方自治体における行政手続きのデジタル化を推進し業務の効率化を図る。【★】
- (4) 自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止等、税の軽減・簡素化を行う。その際には地方財政に配慮した上で必要な税財源を確保するよう国

に求める。【★】

- (5) 地方の特性を活かしたまちづくりを推進するため「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証結果を反映し、県民参加のもとで将来の街づくりの自主的・主体的な取り組みを強化する。
- (6) 上下水道等公益性の高い公共事業の技術・管理人財の確保に努める。加えて市町に対して、上下水道事業の抱える収入の減少や設備更新等の構造的課題への対応を検討する際には、民間活用も含めた具体的方策についてメリットだけでなく、デメリット等の情報も正しく開示し意思決定を行うよう促す。

#### 19. 地方自治体の自主性・自律性を高め、住民の意思を反映した地域づくりの推進

- (1) 地方の財源の充実・確保を図るため、地方交付税交付金の十分な確保とともに、国の関与を最小限に止めるよう求め地方自治体の自主的・主体的で安定的な行財政運営を図る。
- (2) 深刻化する低投票率の改善と有権者の投票機会のさらなる確保に向けて、共通投票所の設置の拡大、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、移動期日前投票所の拡充について、市町の選挙管理委員会等へのきめ細やかな対応・支援を図る。
- (3) 転居後3ヵ月に満たない有権者について、転居先の地方自治体が管轄する投票所において簡便に投票ができるように条件整備を図るよう国に求める。